

総務政策常任委員会会議録

平成24年 1 月26日

場 所 第2委員会室

平成24年1月26日（木曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○県民政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・記紀編さん1300年記念事業「神話のふるさとみやざき温故知新ものがたり」の展開について
- ・国の出先機関改革の動向について
- ・第2次みやざき男女共同参画プランの策定状況について
- ・情報システム等にかかる災害協定の締結について
- ・宮崎県電子行政推進指針の策定について
- ・指定管理者制度について
- ・県有施設における自動販売機の設置状況等について

出席委員（8人）

委員	長	山下	博三
副委員	長	右松	隆央
委員		外山	三博
委員		星原	透
委員		宮原	義久
委員		西村	賢
委員		鳥飼	謙二
委員		前屋敷	恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

県民政策部長 渡邊 亮一

県民政策部次長（政策担当） 緒方 哲

県民政策部次長（県民生活担当） 城野 豊隆

部参事兼総合政策課長 茂 雄二

生活・協働・男女参画課長 大脇 泰弘

文化文教・国際課長 日高 正憲

情報政策課長 長倉 芳照

総務部

総務部長 稲用 博美

総務部次長（総務・職員担当） 堀野 誠

県参事兼総務部次長（財務・市町村担当） 岡田 英治

総務課長 柳田 俊治

部参事兼行政経営課長 大坪 篤史

財政課長 日隈 俊郎

事務局職員出席者

総務課主幹 馬場 輝夫

議事課主査 花畑 修一

○山下委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いをいたします。

○稲用総務部長 総務部でございます。

今回御報告いたしますのは、指定管理者制度について、及び県有施設における自動販売機の設置状況等についての2つでございます。詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくをお願いをいたします。私からは以上でございます。

○大坪行政経営課長 指定管理者制度について御説明をいたします。

お手元の委員会資料の1ページをごらんください。まず、1点目、指定管理者制度の概要についてでございます。御案内のように、この制度は平成15年6月の地方自治法の改正により導入されたものでありまして、地方公共団体が設置している公の施設の管理につきまして、従来、公共団体等に限って委託できるようにしていたものを民間事業者にも幅広く開放したものでございます。

その目的は、(2)にありますように、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることとされております。

従来の管理委託制度との違いを(3)に図示しておりますが、指定管理者制度におきましては、NPOを含む民間事業者の参加が可能となり、施設の管理権限も一定の範囲内で認められるなど、指定管理者の自主性を尊重した内容になっております。

次に、2ページをごらんください。(4)の指定管理者制度の具体的メリットであります。まず、①指定管理者の範囲に特段の制限がなく民

間事業者の参入が可能であること、②民間事業者等の創意工夫により多様で満足度の高いサービスの提供や利用料金の引き下げが期待できること、③複数の候補者の中から指定管理者を指定することができるため、競争原理が働き、県の経費負担の軽減が期待できることといった点がありまして、こういったメリットが最大限に発揮されるような制度設計や運営を行っていくことが重要とされております。

それでは、本県における導入状況はどうなっているかということですが、(5)の表に記載しておりますように、本年度のスタート時点におきまして、県の公の施設301のうち約4分の1に相当する80の施設で指定管理者制度を導入しておりまして、特にレクリエーション・スポーツ施設につきましては、9の施設すべてで導入している状況でございます。ただ、施設によりましては、法令等の制限があつて指定管理者制度が導入できない場合もありまして、3ページになりますが、県立学校や保健所など、本県ではちょうど100の施設が該当しております。したがって、その分を差し引きますと、導入可能な施設は201ということになります。

なお、(6)にありますように、指定管理者制度の導入に当たりまして、必要な事項につきましては条例で定めることが必要とされております。本県でも公の施設に関する条例等の中で、指定管理者が管理できる施設や指定の手続、その業務内容や管理基準、利用料金といったこと等について規定をしているところでございます。

続きまして、2点目の柱、指定の手続についてでございます。まず、(1)の公募の原則ですが、本県では指定管理者の候補者の選定方法は原則、公募によるということにしておりまして、特例として、そこに記載しております

ように、4つの場合に限って公募せずに選定することができる」と条例で定めております。

次に、4ページの(2)の候補者選定・指定の流れですけれども、順を追って御説明しますと、まず、施設ごとに指定管理者制度を導入するかどうか、その運営方針を決定しまして、条例や規則の改正等、所要の法的整備を行います。その上で、5名以上の委員から成る候補者選定委員会を設置して募集方針を検討し、通常は6月議会において、所管する常任委員会で御説明して承認をいただいた後、指定管理者の募集手続に入ることになります。募集期間は、十分に周知や準備等の時間を設けるために約2カ月間としておりまして、応募のあった申請者の申請内容を候補者選定委員会で審査しまして、指定管理候補者を決定して、11月議会に正式に提案するということになります。議会で承認されれば指定管理者の指定手続に入り、協定を締結した上で、翌年度当初から指定管理者による管理運営が開始されるということになります。

5ページをごらんください。(3)の指定管理者の応募資格要件であります。これは標準例として定めているものでありまして、8点ほどそこに整理をいたしております。特に、①につきましては、責任を持って管理運営を行っていただく観点からも、宮崎県内に事業所または事務所を有することといった要件を定めているところでございます。また、④につきましては、本県のみならず、市町村やほかの都道府県で違反行為等があつて指定取り消し処分を受けた事業者について2年間排除するという規定でございます。

次に、6ページをごらんください。(4)の指定選定基準、審査項目等ではありますが、こちらも標準例として5点ほど定めております。まず、

①は県の公の施設として住民の平等な利用の確保がされているかどうか、②は施設の設置目的に沿ってその効用を最大限に発揮する事業計画になっているかどうか、③は経費の縮減や適切な積算等が行われているかどうか、④は事業計画を着実に実施するための管理運営能力があるかどうか、⑤は地域への貢献等が認められるかどうかということでありまして、それぞれ具体的な審査項目や配点を定めまして、審査しているところでございます。したがいまして、提案額に対する評価という項目がありますが、提案額については全体の中の10点の配点の内数ということになります。したがいまして、提案額が低いから安いからといって全体の点数が必ずしも高くなるというものではございません。

審査の方法につきましては、(5)に記載しておりますように、申請書を受理した後、所管課で1次審査としての資格審査を行います。それをパスした申請者から、プレゼンテーションの場を設けまして、選定委員会でその内容を聞いたり質問を行ったりしながら、2次審査を行います。そして、委員ごとに100点満点で採点し、その合計得点が最も高かったところが候補者として選定されるということになります。ただし、最低基準点を設けておりまして、100分の60ですけれども、これ以上を満たすということが条件となります。

続きまして、7ページをごらんください。3つ目の柱、指定管理料についてでございます。まず、(1)の指定管理料決定の流れですけれども、県は指定管理者を募集する際に、あらかじめ施設の管理運営に必要な経費を積算しまして、基準価格として公表し、申請者からはその価格の範囲内で提案額を出していただくということにいたしております。そして、先ほど御説明し

ましたように、選定委員会の審査を経て決定しました指定管理候補者について議会での承認を受けた後、その提案額をもとに協定を締結しまして、所要の指定管理料を支払うということになります。

(2)の利用料金制と使用料金制についてでございますが、まず、①の利用料金制とは、指定管理者が施設の利用者から料金を収受しまして、その収入を指定管理者の収入とすることができるという制度であります。下のほうに整理していますように、文化・レクリエーション施設や宿泊施設など条例で認められた施設が対象となっております。②の利用料金の決定方法につきましては、県があらかじめ条例で制定した上限の範囲内で指定管理者が決定できるということになっておりまして、③のその特徴は、指定管理者が柔軟に利用料金を設定し、みずからの収入になるということで、自主的な経営努力が期待できることや会計事務の効率化が図られることなどが挙げられます。

8ページをごらんください。④の利用料金制をとる場合、指定管理料や県への納付金がどうなるのかといったことでございます。アとイの2つの場合に分けて御説明をいたします。まず、アのように、施設の管理運営に要する経費のA、それよりも過去の実績による利用料金収入見込み額のBが低い場合であります。例えばAを500万円、Bを300万円と仮定して計算しますと、その差額の200万円が県から指定管理者に支払う指定管理料ということになります。さらに、指定管理者の経営努力等の結果、利用料金収入の実績が見込み額の300万円を超えた場合には、協定に基づきまして、その2分の1を県に納付していただき、残りを指定管理者の収入とするというふうにいたしております。

次に、イのように、施設の管理運営に要する経費のAよりも過去の実績による利用料金収入見込み額のBが高い場合であります。Aを500万円、Bを800万円と仮定して計算しますと、その差額の300万円を県のほうに納付していただくということになります。さらに、指定管理者の経営努力等の結果、利用料金収入実績が見込み額800万円を超えた場合には、協定に基づきまして、その一部を県に納付し、残りを指定管理者の収入とすることとしております。

次に、9ページをごらんください。⑤の使用料金制をとる場合ですけれども、県営住宅の家賃のように、条例で定めた一定額の使用料を指定管理者が施設利用者から徴収しまして、そのまま県の歳入とするものでございます。この場合は、徴収事務に要する経費を含む管理運営経費を指定管理料として県から支払うということになります。

次に、4番目の柱、今後の対応についてでございます。指定管理者制度を導入している施設につきましては、適正で確実な管理運営を確保するということが重要でございますので、今後とも、モニタリング——監視・測定・評価ということですが、その効果的な運用を行いまして、指定管理者に対して必要な指導助言等を行いながら、県民サービスの一層の向上に努めることとしております。また、指定管理者制度を導入していない施設につきましても、随時、制度導入の可否を検討することといたしております。

なお、本日御説明しました指定管理者の選定手続や選考基準等につきましては、去る11月議会の常任委員会でもいろいろと御意見をちょうだいしたところでございます。指定管理者制度が本県におきましてよりよき制度となるように適宜見直しを行ってまいりたいと考えておりま

す。

最後になります、10ページと11ページに指定管理者制度の導入施設一覧を添付しております。施設ごとに指定管理者名や指定期間、指定管理料等を掲載しておりますが、来年度から新たな指定期間に入る施設につきましては、平成24年度指定管理者という欄がございますが、そこに概要を掲載しております。

11ページの表の中ほどに県営住宅の状況がございますが、その中で番号の入っていない部分、日南・串間・都城、小林等の土木事務所管内におきましても、実は来年度から指定管理者制度を導入することといたしております。この結果、平成24年度の指定管理施設数は全部で133施設となる予定でございます。

参考資料としまして、別冊になりますけれども、制度導入に関する指針を添付しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○柳田総務課長 総務課です。

常任委員会資料の12ページをお開きいただきたいと思っております。県有施設における自動販売機の設置状況について御説明をいたします。

これまで自動販売機が520台ぐらいございましたが、この中には分類不明のものがありまして、例えばたばことか米の自販機も含まれているというような状態でしたので、今回、改めて各局の自販機1台1台について調査し、整理をいたしました。この表の下に米印の1がございますが、ここに書いてありますように、22、23年度の設置分の台数は年度途中で新設または撤去による増減が生じておりますので、現在設置されている台数をもとに過去にさかのぼって整理いたしております。

表の一番上の欄をごらんください。総設置台

数が現在、整理しましたところ、474台でございます。うち平成22年度設置分が113台、23年度設置分が90台、24年度設置予定分が271台というふうになっております。なお、貸付期間を3年以内としておりますので、22年度から実施した公募につきましては、24年度で今回一巡するということとなります。

次に、24年度の設置予定分について御説明いたします。271台のうち、まず公募除外として福祉団体が4台、食堂・売店主がPTAの売店を含めまして47台、指定管理者が11台となっております。この指定管理者について御説明いたしますが、従来、指定管理者が管理していた自販機につきましては、24年度から原則として県が直営で管理するというにしましたので、11台ということで大幅に減少いたしております。残り指定管理者が管理する11台の自販機につきましては、例えばひなもり台県民ふれあいの森において夏場の3カ月ぐらいしか利用がなく、売り上げが少ないために業者に要請して設置しているものとか、東京学生寮におきまして、利用者が入居者だけで、寮生の福利厚生のために低価格で販売しているというものなどがございます。次に、農業普及研究施設が7台、新規の地産地消コーナーが25台の予定となっております。地産地消コーナーにつきましては、平成24年度の改正点というのがございますが、ここをごらんいただきたいと思っております。これは、地産地消を推進するために、自動販売機を4台以上設置している県有施設におきまして——これには新規設置も含まれますけれども——全体の4分の1を超えない範囲で公募から除外いたしまして、地産地消コーナーを設置することができるというものであります。この場合、設置業者につきましては、農政水産部長が県産飲料を

多数取り扱う業者の中から決定するものとしております。なお、具体的な事務処理要領などの詳細につきましては、現在検討中で、今後整理してまいりたいというふうに考えております。

また、平成24年度設置予定分に戻っていただきますと、公募除外の合計が94台となっております。また、24年度の公募対象は177台の予定で、そのうち一般枠が115台の予定です。これは地域要件Aということで、県内に本店または支店、営業所を有する業者が対象であります。また、地元企業枠、62台が予定となっております。これは地域要件Bで、県内に本店を有する業者が対象となっております。なお、公募条件とありますが、23年度から実施しました地元企業特別枠や県産飲料取り扱いの努力義務、これにつきましては、24年度も引き続き実施する予定であります。

説明は以上であります。

○山下委員長 執行部の説明が終わりました。委員の皆様の質疑を承ります。

○鳥飼委員 まず、指定管理者制度から伺いたいと思いますが、具体的に説明をいただきました。大体わかりましたが、確認なんです。ちょっと意地が悪いかもしれませんが、2ページの指定管理者制度の具体的なメリットということで3項目出ています。民間事業者の参入が可能になるということとか、多様で満足度の高いサービスの提供とか、施設料金の引き下げ、競争原理が働き、県の経費負担の軽減ができるということ。具体的に議論していきたいと思うんですが、こういうメリット、逆にデメリットがあるとなればどんなふうに考えているのか、お尋ねします。

○大坪行政経営課長 一番心配するのは、県が直営でやっている際には公正で平等な施設の利

用ができるということは十分担保できるんでしょうけれども、民間事業者の方がされるというときに、果たして県民にとってそれがしっかりとやっていたりするのかどうかということが一番やっぱり留意すべき点かなというふうに考えております。

○鳥飼委員 そこは基本的なところですから、十分対応していただかなくちゃならないと思うんですが、私は、具体的なメリット以外に、いろんなことがあるにしても、基本的にはそこで働いている人のことを一番考えるわけです。ですから、そこで働く人たちの賃金、身分、厚生年金とか、そういうものが保障されているのかというようなこともありますし、賃金の水準というのものもあるから、具体的には後でまた出てくるかもしれませんが、そこに一番大きな影響が出てくると思っているんです。具体的に出てくると思っているんですけれども、行政経営課が指定管理者制度の大枠を決めていって、具体的には原課といいますか、主管するところが見積もりをしたりやっていくわけですね。勤労者の賃金水準とか三法なりがどうやって担保されているのかというところをしっかりと確認していく義務が県にはあると思っているんですけれども、そういう面について行政経営課は把握をしておられるんですか。

○大坪行政経営課長 まずは公募する段階で、先ほどもちょっと6ページで御説明しましたけれども、具体的な選定基準、審査項目について行政経営課のほうで標準例を定めまして、それをそれぞれ担当課のほうと協議しながら、それぞれ実態に即したようにアレンジしながら、施設ごとに選定基準を具体的に決めていくということになります。当然ながら、その中で、例えば③にありますように、経費の縮減というのは

大事な点なんですけれども、一方で余りにも経費の縮減のことばかり言うと、経営サイドは人件費をなるべく抑えようとする。そうなりますと、委員がおっしゃいましたように、そこで働く人々にとって決していい状態にはならないわけですから、ここの経費の縮減につきましては、特に最近は余り経費を安くすればいいということにならないような、そういうふうな指導をいたしているところでございます。例えば、その中でも、2項目めに業務遂行のための適切な経費の積算といたしていますけれども、安かろう悪かろうではなくて、きちんと従業員の方にも適正な給料を払いつつ、しっかりとした経費の積算ができていくかどうか、安いかということよりもむしろそちらのほうを一方では重視するような、そういう方向で今、作業を進めているところでございます。

それから、先ほども申しましたように、一たん指定をしましたら、その後、モニタリングというのを定期的を実施します。そこで大体、四半期に1回ぐらいは現場のほうに担当課が行って状況を把握する。従業員の賃金がちゃんと適正に払われているかどうかということも含めて監視をする。そして、そうでない場合には指導するというのをいたしておりますし、当然ながら、行政経営課のほうにもその報告をいただくということにしております。そして、毎年度その結果については県庁のホームページで公表するというのにいたしていますので、特にその点は十分に留意しながら、作業を進めているということでございます。

○鳥飼委員 今後の対応にいきましたので、真ん中を聞きたいんですが、モニタリングをやっておられるということで、例えば10人の事業所——県立芸術劇場でいきましょうか。県立芸術

劇場に委託をする。5年ですね。そうすると、その分の賃金なりそういうものについて、私が再三取り上げて、主管課のほうでも努力していただいて、身分の確保と賃金のアップ、そういうものも常用制にしてもらって、かなり改善をしてもらったんです。文化文教・国際課、安井さんが課長のころだったと思うんですけれども、そういう努力をしてもらって、しっかりと身分を確保してもらおう。ただし、それは5年間なんです。その5年間の中でしかできないというのは、あそこの事務局長なり幹部の人の話では、その中でしかできないものですから、具体的には3年程度しかできないんですよと言われて、指定管理者が変わる場合もあるわけですね。それは後にして、モニタリング調査というのは主管課がやっておられるということですが、年に1回とか2回とか、具体的に指示なり目標なり決めているのかということはどうですか。

○大坪行政経営課長 モニタリング調査につきましては、原則としては四半期に1回、3カ月に1回程度はやっておりますし、さらに問題があったとかいう場合には随時できるようにしていますので、状況は常時把握できているというふうに理解しております。

○鳥飼委員 そうすると、その公表というのは、トータルとして公表しておられるわけですか。具体的に、例えば芸術劇場だったら賃金水準はこうですよと、労働保険もありますよとか、そういうことまで公表していると思っていいんですか。

○大坪行政経営課長 具体的に従業員の賃金まで入っているかどうかは確認してみますけれども、かなり詳細な内容を、毎年、結果を公表しまして、ホームページで出しているということ

でございます。

○鳥飼委員 わかりました。可能な限りといえますか、例えば労働保険なり、健康保険なり、厚生年金とか、少なくともそういう部分のところですね。それと賃金水準というものも出てくると思うんです。せめて年収200万円はあってほしいというふうな思いもあるものですから、後は申し上げませんが、その部分については、ぜひそういう開かれた中での指定管理者制度を入れていっていただきたいというのが一つございます。

もう一つなんですが、先ほど申し上げた5年間の指定管理、3年間の指定管理期間ということになるわけですが、管理者がかわった場合、当然、働く人もかわってくる。県庁の警備とか、そういうところはうまいぐあいに運用しているわけですが、原則としてかわっていくわけですね。それではやはり安定した雇用はできないんじゃないかなと思うんですが、その辺についてはどういうふうに考えておられますか。

○大坪行政経営課長 どういう人を採用するかということは指定管理者の決定することということになりますので、原則から申しますと、指定管理者がかわれば従業員の方もかわることにはなるんだろうと思います。ただ一方では、現場でうまくその施設を回していくということを考えますと、やはりなれた方のほうがいいということは新たな指定管理者でも当然考えることでしょうから、かわった例で見ても、従前働いていた方をそのまま採用するという事例も結構あっているようです。そこは新たな指定管理者が十分に考えながら決定をしていただくということになるでしょうし、県としましても、指定管理者と相談をしながら、そう

いった場合には従来から働いている方を御紹介しているということでございます。

○鳥飼委員 指定管理者制度の致命的な欠陥というのは、指定期間の限界だと私は思っているんです。指定期間のそこをどうクリアしていくのか。管理的な業務の人についてはずっと常雇用ということになるだろうと思うんですけれども、それ以外の実際やっていく人については、例えば非常勤なり、いつでも解雇できるようなところにこの制度の問題点があると私は思っています、ここは論争になると思いますので、答えは結構です。

その次の質問に行きますと、非公募によることができる場合というのは、この間つけ加えたんですね。そういうものが新たに加わってきたわけですね。指定管理者制度が妥当でない場合も出てくる可能性があるわけですね。そういうのがあるとして、全国的な事例とか県内の事例でもいいんですが、指定管理者が管理瑕疵を問われて罪になった場合とか取り消しを受けた例とかいうのはどのくらいあるのか、つかんでいる範囲で結構ですけれども。

○大坪行政経営課長 宮崎県の公の施設ではまだ例はないんですけれども、県内の市町村で把握していますが、指定取り消しになった例が3つほどございました。さらに、ほかの県でも幾つか出てきているという状況がございます。それで前々回ですか、9月議会で条例改正をお願いしまして、そういう非常時の場合には速やかに後継の指定管理者が選任できるように、公募によらずして決定できるという道を開いていただいたということでございます。

○鳥飼委員 指定管理者制度に、先ほど大坪課長が言われたように、公の施設が301ということですが、100施設が除かれるから201が対

象になりますと。そのうち80が現在されているということなのですが、そもそも指定管理者制度になじまない施設というのもあると思います。それが何かというと、県の行政目的に沿ってこれは何としても成功させていこうというようなこととか、県民のためにこの設備は要る、施設は要るということで、委託できる部分とできない部分というふうにあると思っています。先ほど言った管理瑕疵が問われて罪になった場合というの埼玉県でも起きていますし、実際、担当の課長が禁錮なりそういう罪に問われているという事例も起きているわけですから、かなり慎重にやっていただかなくてはならないというのがあります。県の行政目的に沿ったものは私は指定をすべきではないと思っています。というのは、例えば先ほどから言っている芸術劇場です。16年に制度が入ってきたときから私は申し上げてきましたけれども、そういうものを、県の行政の置県100年でやってきた事業だったと思うんですけれども、外せるような体制といいますか、チェックというものをやっていく必要があるんじゃないかと。指定から外す、果たしてこのまま続けていいのかというのは具体的にどういうふうに今やられているのか、お尋ねしたいと思います。

○大坪行政経営課長 指定から外すかどうかというようなことはまだ具体的には考えていませんけれども、要は、指定管理者制度というのは三者がそれぞれうまくメリットがあるという場合に導入すべきだと私は思っています。一つは、県民にとってすごく利用がしやすくなった、サービスがよくなった、そういうことになるのかどうか。それから、今度は事業者にとって新たなビジネスチャンスが生まれて、そこに県民の雇用が生まれるということ。もう一つは、県にとっ

ても財政支出が少なくて済むとか、あるいはそれを民間にやっていただくことで行政改革が進められるとか、そんなふうに三方にとってうまくいく、言ってみれば三方一両得みたいな、そういうふうな状況に指定管理者制度というのはいまうまく当てはまるものなんだろうなというふうに思っております。

芸術劇場に関しましても、さまざまな議論があったということは承知しております。その中で、やはり民間にできることは民間にということの制度の発想の中で、もう少し民間の創意工夫を生かしたほうがあの施設が県の公の施設として生きるんじゃないか、そういうふうな願いを込めて制度がスタートしたというふうに理解しています。現状がどうなのかということは十分に留意しつつも、今直ちにそれを外すということの議論はされていないということでございます。

○鳥飼委員 私ばかりになりますから終わりますけれども、具体例として芸術劇場を挙げましたけれども、そのほかにもたくさん指定管理者はあるんです。ですから、そのことを継続したほうがいいのかどうか、それとも継続しないほうがいいのかどうかというのは、常にチェックしていく必要があるだろうと思うんです。それを実際やっていくのはそれぞれの原課といいますか、担当するところでしょうから、そういうのはやっぱり行政経営課で練っていただいて、果たしてこのまま継続するのがいいのか、外す場合もある、その場合のチェックすべきことはこうなんですよというようなところを統一的に示していく時期が来たんじゃないかなというふうに思いますので、お願いをしておきたいと思っております。

○宮原委員 78番目、一ツ瀬川県民スポーツレ

クリエーション施設で県への納付基準というところが、天候による減免規定ありということになります。5年間ということで考えると、よい年もあれば悪い年もあるというふうに思えば、余りこういうのはなくてもいいのかなとも思うんですが、ここはこういう規定がありますね。今度は16番、17番ということになると、えびの高原荘であったり、県営えびの高原スポーツレクリエーション施設なんですけど、納付金が1,500万円、さらには利益の4分の1、18番の高千穂荘は5,000万円で利益の2分の1。今回たまたま新燃岳がああいう形で噴火をして、どうも利用者が極端に少なくなっているというような話を聞かせてもらったものですから、そうなったときに1,500万円の支払いでさえ大変な状況があるのかなというふうに考えたんです。そうしたときに、そういうような指定管理料、こういうことというのはまずないということが前提だったと思うんですけれども、5年間で考えたときには、またいいときもあるじゃないかといえども、そのあたりの改革というか、そういったのは指定管理業者のほうから相談というのはなかったものですか。

○大坪行政経営課長 おっしゃいましたように、新燃岳の問題では、えびの高原の施設ですとか、あるいはひなもり台の施設ですとか、青少年自然の家、何カ所かに具体的な影響が出ているところがございます。したがって、そういったところが、当然、事業者の責めによるべきことではなく不可抗力によるということですので、どういう状況なのかということ十分に精査しまして、必要な措置をとっていくということになるんだろうというふうに理解しております。

○宮原委員 言われたように、十分調査をしていただいて、ただ、指定管理がちょうどかわる

前にそういう状況で、前やられていた方から宮交さんにかわられて、ここは業態が大きいということやっていけるんでしょうけれども、業態が小さいところだったら一遍に手を上げてしまうのかなという感じがしたので……。そのあたりについてはそのときの状況に応じて柔軟な部分が——余り柔軟過ぎると今度はもう何でもありということになると思いますが——突発的な場合は、一ツ瀬川のほうにはこういう部分がついているようですので、やはり状況に応じてそういうような部分は検討していただきますようお願いしたいなと思います。よろしく申し上げます。

○星原委員 指定管理が今、80で、100が除外されています。指定管理は、候補者選定委員会ということになるんですが、県民の方々からこういう施設は指定管理者でできないのかという形の申し入れを受けて委員会を開くのか。皆さん方のほうで、委員のほうからこういう施設を、残された201の中の80以外だから120ちょっとあると思うんですが、かけていく場合にはどこからか、県民もしくはいろんな企業関係なんかからこれを指定管理ではできないんですかというのを受けて委員会を開かれているのか、委員会を開いて委員会の中でこういうことを随時決めていかれているんですか。どうだったですか、基本的なところ。

○大坪行政経営課長 その施設を指定管理者制度でやっていくかどうかということは、県のほうでまず決定をすることになります。それを条例改正という格好で議会にお諮りをして、議会で承認をされれば指定管理者制度をそこでは導入するということになります。その上で具体的にその施設をどんなふうにするのかということを決めて、そして選定委員会をセットするとい

うこととなりますので、選定委員会はその後の話ということになります。まず、指定管理者制度をそこに導入するかどうかというのは、第一義的には県のほうで検討するということとなります。

○星原委員 そうしますと、残されたのは121ぐらいですか、随時今後、順番で時期を見ながら、社会情勢を見ながら、経済情勢を見ながらの中で判断して、かけていかれるのか。最終的には残された部分のものはすべてそういう形で公募されていく形に、何年ぐらいかけてなるのかわかりませんが、そういう意向なのか、その辺はどのような年限の中で考え方として基本的に持っていらっしゃるんですか。

○大坪行政経営課長 新しい行財政改革プランの中でも方向は示しているんですけども、指定管理者制度というのは適切に推進すべきだろうというのは全体的に考えているところでございます。ただ、先ほども言いましたように、施設ごとに三者がうまくメリットを享受できるかどうかということが一つ判断の大きなポイントになるんだろうと思います。この表で説明しましたように、既に平成24年度からは133施設になります。残りは60数施設しかないということになりますので、それらの施設については十分慎重に検討しながら、指定管理者制度にするのがふさわしいのかどうかという観点で議論した上でお諮りをしていきたいと考えております。

○星原委員 そういう流れの中で、今、民間の事業の関係者もなかなか景気が悪くて厳しい状況でありますね。そうしたら、一つでも何らかの事業を求めている状況にあるんだろうというふうに思うんです。残された施設なんかもいち早く検討いただいて、民でできることは民に移行しながら、いろんな問題、課題が出てきたと

きはその都度解決すればいいと思います。そうやって県にとっては経費の面が少しでも節約できる、あるいは県民の事業者にとっては自分たちの事業の目的が広がってくる、あるいはそういう施設を受けたことでまた個人の民間業者の人たちは公の施設の指定管理者になっているということが一つのステータスみたいな形で、企業のいい形で別な分野のものも影響が出る場合もあるわけです。信頼とか信用とかという面からもそういう部分があるだろうというふうに思いますし、そういう流れの中で公平公正、県民にとってよりそういうまた官の知恵と民の知恵とミックスされる部分が出てくるとと思います。ぜひやはり早急にできるものから順次検討いただいて、どんどんそうやっていながら課題はまた課題として直していくとか、訂正するというか、そういう形で取り組んで、ぜひこういう時期だからこそ、そういう形をとっていただきたいというふうに思っています。ぜひ指定管理のほうはどんどん進めてほしいというふうにお願いをしておきます。

○前屋敷委員 今のにも関連することになるかと思いますが、今、県の直営が望ましいということで100施設、選定をしておられます。あと残りが121で、来年度から50ぐらいですか、始まるということです。県が直接経営していくことが、直営が望ましいというその基準といいますか、どういう判断のもとに100を現在選んでいるのか。見ますと、学校と若干福祉の関連と保健衛生、漁港が入っていますけれども、そういうくくりになっているんですけども、どういう線引きというか、条件というか、考え方で100が残っているのか。

○大坪行政経営課長 3ページの上段に掲げています100施設といいますのは、県のほうの裁量

でやっているわけではございませんで、法律等でこれは直接県がしなくちゃならないというふうに定められているというものでございます。したがって、これは指定管理者制度が導入できないというふうな施設でございます。

○前屋敷委員 であれば、ほかの医療であるとかいう、県立病院もこれには入っていませんので、当然外されているので、県立病院あたりも対象になるというふうに考えられるんですけども、そういう法的に指定されたもの以外は民間でできれば民間でというスタンスを堅持するわけですか。特に、県立病院あたりは公的医療機関として非常に県民からも注目されているし、存在が大きいんですけども……。病院に限らずですけども、そののところではやっぱり県民のいろんな考え方とか意見とか要望とかが加味された結果でないといけないと思うんです。その辺の県民意見の集約といいますか、どういう手順でそういう把握をされるのか。

○大坪行政経営課長 それぞれの施設について指定管理者制度を導入するかどうかということについて、じかに県民に何か聞くとかいうことはしていませんけれども、それぞれ所管課のほうで十分にその状態といいますか、形態を理解した上で、これは指定管理者制度にするのがふさわしいのかどうかということは慎重に検討して、その結果、現時点でこうなっているということでございます。県立病院等の大きな問題、そういったことにつきましては、安易にどうこうできるという問題ではないでしょうから、これは十分に議論しながら、いろんな御意見も聞いて方向性が定まっていくというふうに理解しております。

○前屋敷委員 これからの課題ということになるのかと思うんですけども、ここでもうたっ

てありますが、個人情報の問題であるとか、そういうことも含めて、県民の不利益にならないようなことにならないといけないというふうに思いますので、そこは慎重に進めてもらいたいというふうに思います。

○鳥飼委員 もう少し確認したいんですが、5ページから標準例ということでそれぞれ出ております。この標準例は、導入に関する指針の中から持ってきてあると思うんですけども……。これはどこから持ってきてあるんですか。

○大坪行政経営課長 本日、参考資料として添付させていただいています指針の中に、具体的に標準例として定めているところでございます。

○鳥飼委員 その際に、この例でいくと県内に事業所云々と書いてあるんですけども、今、T P Pの議論も出てきていますけれども、県外の方が手を挙げたときに、標準例にないからダメですよということになりますね。ところが、それはおかしいじゃないかと裁判された場合、どうなりますか。

○大坪行政経営課長 これはあくまで標準例です。実際どうするかというのはそれぞれ施設ごとに具体的に定めていくということになります。本県の場合は、宮崎県内に事業所または事務所を有するというを必須の条件にしていますので、県内に本店もしくは支店があるということが条件になります。裁判をされた場合というのはまだ想定していませんけれども、各県ともいろいろ調べてみましたところ、それぞれの地域要件を定めて現在運営されているということでございます。

○鳥飼委員 わかりました。ただ、検討はしておくべきだと思いますね。手を挙げられないのはおかしいじゃないか、法のもとの平等に反るとか、T P Pの議論が盛んになってきていて、

いろんな県内要件をつくったり、地域経済循環システムで一生懸命宮崎県頑張ろうと皆さん頑張っていたいでいるんですけども、それはおかしいじゃないかというのが出てくる可能性があるから、そこは一応チェックをしておいていただきたい。

それから、先ほどいろんな賃金とか身分の問題を言ったんですけども、基本的な考え方というのは示していないんですか。というのは、例えばいろんな施設を指定管理者にやっていく。効果が上がるということであればそれも一つの方法ですから、それは否定されませんし、県民のサービスが上がるということなんですけど、ただ、私が先ほど問題提起した賃金水準、これについてはこの程度が望ましいですよというものを管理料を算定する場合の参考資料なりそういうものとして示しているのかどうか。恐らく示していないんだろと思うんですけども、示すべきではないかというような思いがあるんですけども、その辺はどうでしょうか。

○大坪行政経営課長 実際に指定管理料を積算するときに、当然、従業員数というのは適正な数がどのくらいかということは整理しますし、それにふさわしい賃金実態というのをも調べた上で積算していくと。そして、全体の指定管理料、どのくらいでということ県としては公募するということになります。こういう人がこのぐらゐの金額でないかというふうには具体的に多分示していないんだろとは思いますが、関係法令を遵守するということは当然の義務でございますので、そういったものに沿ってそれぞれの指定管理者で適切にされているというふうに理解しております。

○鳥飼委員 私が申し上げたいのは、やはりそういう方向に流れていく可能性といいますか、

流れていくんですね。指定管理者とすれば、もうちょっと給料を安くしてもらえれば管理料も引き下げることができるんだがなとか、そういうことになって、結果的に最賃に限りなく近づいていくというようなことでは困ると私は思っています。公の仕事を民がやるということですから、一定の水準はあるべきだというふうに思っているんです。それをやはり指し示すべきではないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○大坪行政経営課長 具体的に幾らということでは明示していないんですが、当然ながら、民間で同じような仕事をやっていらっしゃる、同じような業態の方の人件費の水準といったものは十分に把握しながら、必要な金額を積算していますので、そういった観点でそれぞれの事業者からヒアリングを受ける際なども、適切にそういった積算がされているかということは審査項目の中に入っているところでございます。

○鳥飼委員 問題点だけ指摘しておきます。同種同業の賃金水準をというふうな漠たるものではなくて、この分についてはこの程度が望ましいというものを示していかないと、どうしても経営者というのは下に下ということになる。常用の職員については一定のものを——常用の臨時とかパートとか、いろいろ職種も出てくると思うんです。ある程度指し示していかないと、それが具体的に担保されないということになりますので、そこは検討していただきたいなというふうに思っています。

もう一つは、そういうものを把握していただきたい。どの程度の賃金水準に今なっているのか。例えば平和台の公園を委託する。そこには常用の人が何人いる、パートの人が何人いる、賃金水準はどうだとか、ある程度の水準を、現

実を把握する。それを公表していくようなことを今後検討していただきたいということをお願いしておきたいと思います。答弁はいいですから。

○右松副委員長 時間が押していますので手短かに質問したいんですが、7ページですけれども、指定管理者が施設の利用者から料金を収受し、その収入を指定管理者の収入とすることができる制度、この利用料金制をとることができる施設の中で私がずっと気になっている施設なんです、県立青島亜熱帯植物園は青島の再生を考えていく上で大変大事な施設だと考えているんです。個別の事例ですから簡単に収支状況を教えてもらってもいいですか。収支状況というか、指定管理料、それから実際の経営努力による利用料金収入実績、簡単な部分でいいです。

○大坪行政経営課長 本日は個々具体的な実績までは手元に資料としては持ち合わせておりませんが、10ページ、11ページに導入施設一覧ということでお示しをしましたので、本日はその範囲内で御理解いただきたいというふうに考えております。

○右松副委員長 11ページで一つまた気になっているのが、24と25が県立青島亜熱帯植物園と県総合運動公園、抱き合わせでみやざき公園協会が指定管理料1億474万1,000円ということを出ています。そして、亜熱帯植物園のほうはすべて指定管理者の収入というふうに出ているんですが、この辺はもう少し説明してもらってよろしいでしょうか。

○大坪行政経営課長 先ほど申しましたように、指定管理料の中で利用料金を徴収する場合のパターンですね。8ページのパターンで2パターン御説明しましたけれども、まさにこの場合はアに該当するのではないかというふうに思い

ます。したがって、全体の管理に要する経費がありまして、その中で青島植物園でも利用料金の収入見込みがありますので、それを差し引いた額が今回お示ししていますような1億何がしの指定管理料になっているということでございます。

○右松副委員長 大変申しわけないんですが、説明がよくわかりませんので、この件に関してはまた改めて個別に教えてください。

それから、もう一つ、8ページですけれども、アとイというこの中身を見ますと、年度を経ることでイの事例をふやすことが県にとってもあるいは指定管理者にとってもお互いウイン・ウインで望ましいというふうに考えているんですが、例えばハードルを設定していく中で、経営努力によってかなり事業を好転させていく例も指定管理者の中にありますね。例えば宮崎市なんですけれども、加江田の休養村センターというところがありますが、あそこは入湯者数を3倍にふやしています。そういう形で経営努力によって経営を改善しているケースがあるんです。その場合にハードルの高さで、過去の実績による利用料金の収入見込み額という設定をする中で、そういうふうに例えば事業を改善してふやしていった場合、基準をどういうふうに設定しているのか。やはりよくしていけばそれなりのバックがあるというか、その辺の事業意欲を持ってもらえるような、そこまで考えておられるのか、その辺を教えてください。

○大坪行政経営課長 過去の利用実績等についてはおおむね3年程度で把握をして整理いたしておりますが、例えば国民宿舎の高千穂荘等で申しますと、10ページの表にありますように、基本納付金として年間5,000万円、県のほうに払っていただきます。それからさらに利益を増

した場合には、5,000万まではすべて高千穂荘の指定管理者の収入、そしてさらにそこからまたオーバーする場合に2分の1ずつということになりますので、かなりインセンティブとしては働くのではないかというふうに理解しております。

○右松副委員長 わかりました。

○山下委員長 なければ終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時3分休憩

午前11時8分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○渡邊県民政策部長 県民政策部でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

お手元の常任委員会資料でございますが、1ページめくっていただきますと目次があります。本日は5件の報告事項がございます。詳細について担当課長から説明させていただきます。よろしくお願ひします。

○茂総合政策課長 委員会資料の1ページをお願いいたします。記紀編さん1300年記念事業「神話のふるさとみやざき温故知新ものがたり」についてであります。

1の趣旨にありますとおり、平成24年は古事記編さん1300年、また平成32年は日本書紀編さん1300年という歴史の節目に当たります。このため、この千載一遇のチャンスをとらえまして、記紀編さん1300年記念事業といたしまして、「神話のふるさとみやざき温故知新ものがたり」を

展開していこうというものでございます。このネーミングにつきましては、知事みずからがつけられたものでございます。日向神話や伝説、史跡など、宮崎の宝を再認識いたしますとともに、その磨き上げや情報発信等を行うことによりまして、口蹄疫や東日本大震災などによる停滞からの再生・復興に向け、光を取り戻し、地域の活性化や将来の県づくりにつなげていきたいというふうに考えております。

次に、各年のテーマであります。線で囲ってありますとおり、平成24年は古事記編さん1300年であります。また、平成25年から26年にかけては、置県130年あるいは東九州自動車道宮崎一延岡間開通などを想定しているところであります。また、平成32年は日本書紀編さん1300年に当たりますことから、例えば国民文化祭のような大型イベントを実施できないかについても検討していきたいと考えております。

次に、2の平成24年の取り組みでございますが、古事記編さん1300年をテーマといたしまして、そこにお示ししております3つの柱、具体的には神話や伝説、史跡などの理解の促進、イベントの展開、県内外へのPR、誘客活動などに基きまして、各種事業を実施してまいりたいと考えております。

これまでの取り組み実績をごらんいただきたいんですが、神話に関する明治大学との連携講座あるいは神話めぐりのワンコインツアーなど、既にさまざまな事業を行ってきておりますが、今後は、このような取り組みを一体的、総合的に推進していく必要があると考えております。

そこで、2ページをおめくりいただきたいと思いますが、3の実施体制にありますとおり、各種事業を総合的に推進していくための組織といたしまして、官民による推進協議会を2月21

日に立ち上げることにいたしております。県や市町村、経済・文化団体、マスコミなど幅広い分野のメンバーで構成いたします推進協議会にする予定であります。県議会にも参加をお願いできればというふうに考えております。この推進協議会におきましては、各構成団体が実施いたします事業の取りまとめ、情報共有化と連携等の調整などを行いますほか、全県的な各イベントの検討や情報発信を行うことにいたしております。また、県庁各部各課におきましては、それぞれの分野での普及啓発や記念事業を、また市町村あるいは民間団体におきましては、各地域でのイベント等の事業をそれぞれ行っただくといいイメージを考えております。また、推進協議会に企画運営委員会を設置いたしまして、具体的な取り組み内容の協議検討を行うことにしたいというふうに考えております。

4の平成24年度の事業費でございますけれども、県、市町村、民間団体、それぞれの取り組みを束ねまして、全県的に取り組む記紀編さん1300年記念事業といたしまして、対外的にアピールしていきたいと考えております。なお、事業費やその内容、内訳等につきましては、現在取りまとめを行っているところでございます。

5の当面のスケジュールでございますけれども、現在、市町村、民間団体の皆様に事業の趣旨あるいは内容の説明を行っているところであります。また、今度の日曜日になりますけれども、1月29日には奈良県主催の首都圏シンポジウムに知事が参加いたしまして、本県の記紀ゆかりの地域のPR等を行うこととなっております。今後の展開に向けまして、県議会の皆様方の御理解、御協力をいただきますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

続きまして、委員会資料の3ページをごらん

いただきたいと思います。国の出先機関改革の動向についてでございます。この件につきましては、これまでも議論の経緯あるいは動向等につきまして、随時常任委員会等において御報告させていただいているところでございますが、昨年末からことしの初めにかけて、新たな動き等がございましたので、御報告するものでございます。

まず、1の最近の動向と今後のスケジュールをごらんいただきたいと思います。出先機関改革につきましては、一昨年に閣議決定されましたアクションプランに基づきまして、出先機関の事務権限のブロック単位での移譲を基本といたしまして、地方移管の受け皿となる新たな枠組みの法案化の検討が進められておりますが、昨年の12月に開催されました第15回の地域主権戦略会議におきまして、検討を要する論点ごとにその基本的な方向性を示しました広域的实施体制の枠組みが了承されました。その具体的な内容につきましては、4ページ以降に添付いたしておりますので、御参考にしていただきたいと思います。これらの中で、これらの論点のうち、執行機関のあり方、人員の移管、財源、大規模災害時等の緊急時のオペレーションなどの主要な論点につきましては、今後の検討にゆだねられているところでございます。今回了承されました方向性を踏まえまして、今後、国におきましては、本年3月を目途に広域的实施体制の全体像を取りまとめまして、5月ごろに通常国会へ関連法案を提出し、さらに26年度中の地方移管を目指すと言われておりまして、先日開会いたしました通常国会冒頭の野田総理の施政方針演説の中でも、今通常国会に関連法案を提出するという意向が示されたところでございます。このような中、本県におきましては、去る1月11日

に県市長会と町村会から知事に対しまして、国の出先機関改革については市町村を含め十分な議論を尽くすこと等を国に働きかけるよう求める申し入れがあったところでございます。以上が最近の動向でございます。

この中で、次に説明いたしますのは、市長会、町村会からの要望書の概要についてでございます。要望内容といたしましては、要約をいたしますと、2にありますとおり、3点ございます。1点目が、国の出先機関改革については、大規模災害時等における対応の再検証を含め、そのメリット、デメリットを明確に示すとともに、市町村を含め、十分な議論を行うこと。2点目が、国民の安全・安心確保のため、災害に強い道路網の形成など、ミッシングリンクの早期解消については今後も国の責任において実施すること。3点目でございますが、特に大規模災害から人命と地域を守るため、国土交通省の出先機関の地方移管については慎重に検討すること。以上の3点でございます。

この申し入れを受けまして、県におきましては、要望内容を早速翌日に九州地方知事会事務局に伝達いたしますとともに、地方六団体の地方分権改革推進本部にもその求めに応じまして情報提供を行ったところであります。

最後に、3の今後の対応等についてでありますけれども、全体像の取りまとめや法案化に当たりましては、今後、国において市町村や関係団体等とも十分な意見調整が行われるものと考えておりますが、本県といたしましても、今後の具体的な検討に当たりましては、九州の均衡ある発展、あるいは大規模災害時の迅速的確な対応などの課題あるいは懸念を払拭し、真に地方分権に資するものとするために、議会や市町村等の意向も踏まえながら、本県の意見を主張

してまいりたいというふうに考えております。

国の出先機関改革の動向については以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○大脇生活・協働・男女参画課長 委員会資料の7ページをお願いいたします。第2次みやぎ男女共同参画プランの策定状況について御報告いたします。

1のプランの策定の趣旨にありますとおり、現在のプランが平成23年度で終期を迎えますことから、平成24年度からの5年間を計画期間とします新たなプランの策定作業を進めております。

2のこれまでの取り組みにつきましては、昨年3月に男女共同参画審議会に諮問をし、その後、審議会を3回開催しております。審議会の御意見を伺いながらプランを策定しております。また委員会のほうにも策定の進行状況に合わせまして御報告をさせていただいているところでございます。

12月の常任委員会の後にパブリックコメントを実施しておりますので、その内容について御説明をいたします。8ページをお開きください。パブリックコメントの実施状況でございます。まず、(1)の実施時期でございますが、昨年12月9日からことし1月10日まで、1カ月間受け付けを行っております。(2)の実施結果でございますが、6名の方から延べ21件について御意見をいただいております。いただいた御意見については項目別に主な内容をまとめております。まず、アの男女共同参画に配慮したメディア表現の促進に関しましては4件、子供にとっての男女共同参画推進が3件、男女の平等な就業環境の整備が2件、仕事と生活の調和に対しまして1件、女性に対する暴力に関しまして10件、数値目標に関しまして1件となっております。

いただきました御意見につきましては、ホームページで回答するということになっておりますので、現在、関係いたします担当課と協議を行っているところでございます。

次に、前回12月にプランの素案の概要を御説明しましたが、その後、一部修正、追加がありましたので、それについて御説明します。9ページに一覧表をつけておりますけれども、プランの冊子をお配りしておりますので、そちらのほうで御説明をさせていただきます。プラン（案）ですが、41ページをお開きください。施策の基本的方向の「子どもに関する支援体制の充実」でございますが、具体的施策のアンダーラインを引いている部分です。これは追加になった部分でございます。これにつきましては、平成22年4月に新しい法律「子ども・若者育成支援推進法」が施行されまして、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を支援するための取り組みを行うということにしておりますので、施策としてこれを追加しております。

次に、51ページをお開きください。施策の基本的方向「活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立」でございますが、これにつきましては、記載の内容が農業と林業でございましたが、これに加えまして、下から2つ目ですが、漁業の分野につきましても、漁協の女性部、漁村の女性加工グループなどへの支援という施策を追加いたしております。

57ページをお開きください。施策の基本的方向「多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実」でございます。具体的施策の下から2つ目でございます。これにつきましては、県立病院におきます育児中の職員に対する勤務環境の整備の促進等について施策を追加いたしております。

次に、62ページをお開きください。「防災の分野における男女共同参画の推進」でございます。震災の関係で記載内容を変更しております。内容としましては、東日本大震災の発生を受けまして、避難所運営などについて女性に対する配慮が十分でなかったことに伴う問題が発生していることなどを踏まえ、男女のニーズの違いなどに配慮した対策の整備を進めるという内容に変更しております。具体的施策につきましても、より具体的な記述に変更しております。

プランの策定状況は以上でございますが、このプランは県議会の議決を要する計画となっておりますので、2月の県議会に議案として提出するというようにしております。以上でございます。

○長倉情報政策課長 委員会資料の11ページをごらんください。情報システム等に係る災害協定の締結についてであります。

新聞報道等にもございましたが、このたび県は、主要なIT企業と情報システム等に係る災害協定を締結いたしました。なお、これらの企業等が都道府県とこのような協定を締結したのは全国でも初めてと伺っております。

まず、1の締結日は平成24年1月16日であります。

2の協定締結IT企業等は、日本電気株式会社——NECですけれども、富士通株式会社、社団法人宮崎県情報産業協会の3者であります。NECと富士通は、大規模災害時に自治体支援の能力を十分に持つIT企業のうち、県内に支店等人的体制を持つ企業で、また宮崎県情報産業協会は県内のIT企業でつくる団体であります。

3の協定書の概要であります。まず、(1)の目的であります。地震・津波等の大規模な災

害の発生により、県の情報発信・収集や情報ネットワーク等の機能が損なわれた場合等に、これらの機能を早急に復旧し、または充実・代替することにより、被災者支援や復旧・復興活動の円滑な遂行等に資することとしております。

(2)の協力要請・支援協力等につきましては、①のとおり、大規模災害発生時に県から協定締結者に対し、協力・支援を要請し、協定締結者は可能な限り協力・支援を行うこととしております。また、②にありますとおり、協定締結者からも県に対し協力・支援を申し出ることができます。そして、③のとおり、毎年、県と協定締結者との間で災害時の対応等について情報交換を行うこととしております。(3)の県が求める支援・協力の例としましては、①の緊急に必要なとなるパソコン等や通信機器等の貸与、復旧支援、②の情報処理システム等の復旧支援、③の早期復旧に向けた技術的助言、提案等を現在想定しておりますけれども、今後、さらに大規模災害時に必要となる支援・協力について協議を深めるなど、平時から早期復旧等に向けた協力体制を整えていくこととしております。最後に、(4)の協定の有効期間につきましては、締結日から1年間としておりますが、以後、毎年更新を予定しております。

災害協定に関する説明は以上であります。

続きまして、委員会資料の13ページをお開きください。宮崎県電子行政推進指針の策定について説明いたします。

本県ではこれまで、宮崎県電子県庁推進指針に基づき、県行政の情報化に取り組んでまいりましたが、厳しい財政状況の中、一層行財政改革を進める必要がある一方で、多様化するニーズに対応し、よりよい行政サービスを提供していくためには、新たな情報通信技術等を踏まえ

ながら、さらに積極的に行政の情報化に努める必要があると考えております。また、東日本大震災で明らかになった大規模災害時における情報システム等の脆弱性への対応も急務となっております。このような状況を踏まえ、今後の情報化施策における基本的な方向等を示すために新たな指針を策定するものであります。

2の指針の概要であります。(1)の名称は、現在のところ、宮崎県電子行政推進指針とすることとしております。

(2)の策定期間としましては、平成24年3月、今年度末を予定しておりますが、情報分野の進展は目まぐるしいことから、おおむね3年を目途に見直しを行うこととしております。

(3)の基本方針からは当指針の内容となりますので、A3の全体概念図で説明いたします。縦に大きく四角で囲った部分がこれまでの指針に基づく取り組みと現時点における課題で、1の申請・届け出等手続におけるオンライン利用促進以下、5項目で整理しております。主な課題のみ御説明申し上げますと、1の申請・届け出等手続におけるオンライン利用促進では、課題の①にあります電子申請が利用者に十分使いやすいものになっていない。3のIT調達の標準化では、①の部局単位で調達等を行ってきたため、県全体での最適化が不十分、4の情報セキュリティ対策と個人情報の保護の項目では、②の情報セキュリティに対する職員の認識が不十分などを挙げております。

次に、社会情勢の変化を整理してございまして、1として情報化をめぐる社会動向、2として電子行政に係る国の動向を示しております。社会動向の主なものとしましては、②のクラウドコンピューティングの普及や⑤の東日本大震災を契機とした災害対策の重要性の増大があり、国

の動向としては、③の国民全員にマイナンバーを付番する社会保障・税番号大綱などを挙げております。

以上述べたような課題や社会情勢の変化等を踏まえ、新たに策定する指針の内容を資料の右半分に掲げております。まず、上段に3つの基本方針を挙げております。1つ目の基本方針「行政サービスの向上」では、県ホームページの充実やスマートフォン等新たな情報媒体の活用を図りながら県民との情報共有の推進、県民の利便性の高い電子行政の推進、県民等との連携・協働の推進の3つの項目に取り組むこととしております。

2つ目の基本方針「効率的な行政運営の推進」では、クラウド等の新たなICT技術の活用を図りながら、トータルコストの削減や業務改革の推進を図るとともに、情報化を支える人材の育成に取り組むこととしております。

3つ目の基本方針「安全・安心の確保」では、より一層情報セキュリティの対策強化に取り組むほか、東日本大震災の教訓を踏まえた災害対策の強化や個人情報保護などのコンプライアンスの徹底を掲げております。

以上が基本方針の内容であります。今回の指針では、取り組みの内容をさらに明確にし、指針の推進力を高めるため、基本方針のうち重点的に取り組むものを重点プロジェクトとして基本方針の下にまとめております。その1つ目が情報システムの全体最適化の推進であります。全体最適化と申しますのは、これまで行ってきた個々の情報システム等による合理化や改善にとどまらず、情報システム間の連携や他の団体とのシステムの共同利用などを推進することで県全体のコスト削減や業務改善を図るといふのであります。具体的には、今まで各所属が個

別に導入していたさまざまなシステムのサーバーを仮想化技術により統合するサーバー資源の統合化や、県庁のソフトウェアやパソコン等の管理を進めるIT資産の統一的管理、クラウド技術等を活用した類似システム等の共同利用促進などに取り組むこととしております。もう一つの重点プロジェクトが情報システムの災害対策強化であります。東日本大震災のような大規模災害で県の情報システムやネットワークが被災した場合においても、早急に復旧等を行うための計画であるICT-BCPの構築・運用を行いますとともに、県の情報システムの基盤である県庁LANの強化を計画的に実行していくこととしております。

最後に、これらの取り組みを進めるため、推進体制の拡充を図ることとしておりまして、他県や市町村、県民等との連携を深めるほか、全体最適化を推進するための委員会の設置等も行ってまいりたいと考えております。

指針の概要は以上であります。

委員会資料の14ページにお戻りください。3の主なスケジュールであります。現在、この素案を庁内で検討しているところでありますので、今後は、2月中旬に県民へのパブリックコメントや市町村への意見照会を行い、それらも踏まえて、3月下旬に庁内に置くIT推進本部会議で決定し、委員の皆様に対しましても、4月の常任委員会で改めて報告したいと考えております。

情報政策課からの説明は以上であります。

○山下委員長 執行部の説明が終わりましたが、委員の皆様方の意見を承ります。

○星原委員 3ページの国の出先機関改革の動向についてということで説明はいただいたところなんです。九州の場合、広域行政機構とい

うような形で九州知事会なんかで話がされているように聞いているんですけども、宮崎県としては知事会の中でのどういう感覚でこのことについては今、考えというか、方向性を示しているところなんですか。

○茂総合政策課長 九州広域行政機構につきましては、九州地方知事会としていろいろ議論をいたしまして、広域行政機構なるものをつくって国の出先機関を全部受け入れるんだと。権限、財源、人員を含めて丸ごと受け入れるということで共同歩調で今、動いているところでございますが、現在はそれを受けまして、4ページ以降の地域主権戦略会議での了承ということで、ここが今、到達点ということになっております。これについて、先ほどお話ししましたが、これから国でいろいろ議論が行われて、5月ごろには関連法案がまとまればそれを提出して、それが可決されれば26年度中に移譲されるというふうなことにスケジュールとしてなっているわけなんですけれども、課題が国政においてもいろいろございますので、このスケジュールどおりいくかどうかということはあると思います。また民主党の中でもかなりいろいろな意見があるようですし、国土交通省を初めとして各省庁の抵抗感というか、そういうのが非常にあるようですので、このスケジュールどおりいくかどうかというのは我々も注目しているところでございます。

○星原委員 そこで、今、説明があったような中身でいろいろ情報が入ってきているところで、実は国において地方分権の流れとか道州制の流れの中で、市町村合併という形を国は将来的にはそういう方向だということで、小さい自治体ではやっていけないということで市町村合併をした経緯があるんです。私の北諸も都城市と、

1市4町ですが、合併した経緯があります。そういう流れを見ていると、結局は本当に我々が期待したような市町村合併になっているかなど。いろんな意味で、特例債とかいろんな話もあったんですけども、そういう流れの中で本当にそうなっているのかなというふうに今思っているんです。だから、今度の国の出先機関あるいは九州の広域行政の中で進められたときに、では宮崎がそういう流れになるのかならないのかという非常に不安な部分があるんです。進んでいるところはいいんです。仮に道路でも、高速道路でもあるいは国県道でも社会資本の整備されているところなんかはまだある程度いいと思うんですが、宮崎県はおくれていますね。こういう方向性に行くのであれば、宮崎県としてはこういう点については、九州のレベルの同じようなレベルもあれば、予算的なものでも何年かかけて逆にその予算をもらって、そして一定の水準になってからそういう方向ならいいんでしょうけれども……。そういうこともなされんで通常の財源の移譲だとか人の移譲とかいろいろ話は出ますが、現実にはそういう形になってくるのかなど。市町村合併の流れの中で見ておっても、最終的に、では合併しなかったところとしたところの差があるのかなといってもそんな極端になさそうでありますし、だからそういうことで、我々のところでいえば、都城と4町側と見たときでも、私が聞く範囲では、本当によかったですかという声も一方では聞くわけです。すべてじゃないけれども、そういうことと同じで、九州が一つで広域の中で7県が一緒になって、どこが主導するかわからんけれども、そういうところになったときに、では我々の宮崎県は今の状況の中で本当にそれについていいのかどうかという、それを考えるところ

があるんですが、今その辺についてのそういう流れの中でもしあれすれば6月ごろには法律として上がってくるような話もあるわけですね。成案を見るかどうかというのはこれからなんでしょうけれども、ただ宮崎県としては、そういう方向が出て、流れが来つつある中で、では宮崎県としての姿勢はどういうふうに考えていくのかということはいっしょにとらえておかないといけないんじゃないかなというふうに思うんです。今その辺についてまだ言えない部分もあるかもしれないんですけども、基本的に宮崎県としてはどういう方向でこのことを進めるのか進めないのか、あるいは乗っていくのか乗っていかないのか、その辺の大枠の中でいろんな課題になる点が考えられたものがあれば披瀝してもらおうというかなと思うんですが、ありますか。

○茂総合政策課長 先ほど、九州知事会として今、取り組んでいると話しましたがけれども、地方分権を進める一つの取り組みとしては重要だというふうに思っているわけなんです。先ほど委員がおっしゃるとおり、インフラ整備がおくれている宮崎県において本当に大丈夫か、これからきちんと手当てがされるのかとか、あるいは大規模災害時にどうなるのかとか、やっぱり不安もございます。それについては市町村長さん方も同じような不安を持っておられるということで今回のこの要望になっているんだろうと私たちは受けとめていまして、これは真剣に受けとめていかなきゃいけないというふうに思っているところです。これからこれが法律になっていくかどうかという話はあると思いますけれども、もし成立したとした場合、その内容がどうなっているのかということをお調べしないといけないと思います。そして、その上で、先ほど申し上げましたように、権限とか財源とか

すべてが九州に来るかどうかということを確認いたしまして、それを前提に議論していただきましたので、そこを検証して、もし必要があればまた知事会での議論も必要になってくると思います。最終的には県議会での議決も必要になってきますので、そのあたりも、もし移行ということになればそういうところでいろんな議論が今後出てくるというふうに思っているところであります。先ほど委員が言われたような、私が先ほど申し上げましたような不安といいますか、そういうところについてはこれまでも知事会の中ではいろいろ申し上げてきております。

○星原委員 もう一点が、市町村合併のとき、結局合併すれば我々の選挙の区域も合併して都城とやるようになったんですが、現実には我々を入れての協議というのはなくて、県と市町村で、あるいは協議会をつくってそこだけで話が進んでいって、我々は意見を聞かれたりとか、あるいはその枠の中でいろんな協議の中に入っていき場もなかったんです。ですから、そういうことを考えると、今回のことも、その辺のところの関係する人たちには、最終的には議会の議決をとるというその部分じゃなくて、前段の部分でこういう考え方とかこういう方向性になりつつあるというところあたりからやっぱり情報をもらっていないと、それに向けてただ提案されて、それに賛成か反対かの議案の段階だけではちょっとまずいんじゃないかなと私個人は思っています。そういう点についての情報提供の仕方あたりも今後考えていってもらわないと、やはり最終的に我々は宮崎県がどういう方向になっていくのかというのを基本的には考えるんです。広域ももちろん大事なんですが、あるいは道州制という方向性も出てくるだろうとは思いますが、その前段の中で不利な状況

の中で物が進んでいくということにはちょっと懸念があるんです。だから、その都度、今、方向性がこういう状況に流れているとかという情報だけは適宜報告してもらって、その中で我々議会は議会でまたその中身についての精査をしていく、あるいは検討する、議論するという場をつくってもらわんといかんのかなと思っていますが、その辺についてはどう考えているんですか。

○茂総合政策課長 委員おっしゃるとおり、まず知事会での議論が重要だというふうに思っております。そこで改めて徹底的に議論をする必要があるというふうに思っております。そして、先ほど私が申し上げましたのは、最終的に入るか入らないかということについては各県の議会の御判断もあるだろうという意味で申し上げたんですが、それについてはこれまでも機会あるごとに常任委員会に御報告してきたと思っております。ですから、今後につきましても、いろんな動きがあった都度、御報告を差し上げたいというふうに考えております。

○星原委員 最後にしますが、実は、去年の暮れに「九州の自立を考える会」入会のお願いということで、福岡県議会のほうの考える会の会長さんから入会の案内をもらっています。その中を見ると、九州知事会が提唱する九州広域行政機構（仮称）の設立を応援するとともに、そういううたい方で一方で来ているんだけど、私なんかそういう情報を、全然そういう流れが読めない中でこういう誘いの案内が来ている状況だものですから、果たしてこんなのに加わっていいのかどうかというのがありますし、またその議論をどういうふうにしていったらいいかというのもちょうとひっかかるところがあったものですから今そのような話をしたとこ

ろなんです、何かあれば情報をいただければと。

○渡邊県民政策部長 今、総合政策課長が申し上げましたように、その都度、情報は流して御説明していたというふうに思っているんですが、ただそれが十分だったかということは我々もちょっと考えなきゃいけないと思います。それともう一つは、九州の各県議会の動きも、これはいろいろ連絡組織、会議等がありまして、その場でもいろいろ議論になっているというふうに承っております。いずれにしましても、こういう具体的な法案の動きとかいうことになった場合、これは九州知事会が突出していろいろ議論しているわけですが、実はこういう構想を出すとき、九州の市長会とか町村会とか議論したかという、余りしていないんです。私は、そのあたりがこういう形で要望陳情に来ているというのも一つあると思うんです。やはり今後、これは執行部もいろいろ議論して知事会等で意見を申し上げていきますけれども、議会サイドのほうでもいろんな角度から勉強あるいは議論する、そういうものをやっていただきたい。というのは、これは非常に大きな問題でございまして、どうも漠とした議論でこれは始まっているわけです。緻密な議論じゃないんです。国の出先機関を原則廃止という漠とした中で、とにかく全部もらいましょうというような、出発点が非常に粗い議論から始まっているものですから、このあたりはいろんな検討をしなければいけないのに、まず、ありきから始まっているものですから、こういう議論が今、噴出しているというか、いろいろ出ているわけでございます。そのあたりも踏まえまして、我々も本来にこれは慎重に構えていく必要がありますし、議会サイドのほうでもいろいろと御議論いただ

きたいというふうには私は思っております。

○鳥飼委員 今に関連して1点だけ要望といえますか、私どもも反省すべき点なんですけれども、外山議長になってから、こういうのがあるけれども、どうなっているかという説明を受けて、来てもらって説明を聞いたわけですね。知事が、前の知事になるのかもしれませんが、先行をずっとして行って、あれよあれよというふうになっている状況ですから、余り突出しない——やっぱり県民の合意、県議会の合意、それから今、部長が言われた市町村の合意も踏まえながら知事としても行動して行っていただきたいということを、これは要望ですけれども、お願いしておきたいと思います。

もう一つ、1ページの記紀編さん1300年記念事業についてお尋ねをしますが、この事業そのものは観光事業ということとしてやるのか、それとも地域おこしとしてやるのか、どんな感じでイメージしていけばいいのか。それから、今後やっていく場合に、県民政策部が主管としてやっていくのか、商工観光労働部との関係はどうなるのか、その辺についてお尋ねします。

○茂総合政策課長 記紀編さん1300年記念事業につきましては、内容的には観光振興の側面もありますし、文化振興の側面もありますし、地域振興の側面もありますし、それぞれが全部関連している取り組みだというふうに御理解いただきたいと思います。そういう総合的な取り組みだものですから、県民政策部において取りまとめを行って、全体的な推進を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

○鳥飼委員 そうしますと、観光部門にかかわる分も総合政策課といいますか、県民政策部のほうで主体的に取り組んでいくということに理解してよろしいですね。

○茂総合政策課長 それはそれぞれの取り組みによると思うんですけれども、ここに書いてありますワンコインツアーとかにつきましては、観光でやっておりますし、今度東京で行いますシンポジウムにつきましても、これは*教育委員会のほうで所管をしております。そういうようなことで特に関係の深いセクションが主体的に取り組むということをごさいます、県民政策部としては全体をコーディネートしたり調整をしたり、そういうことを主に考えているところでございます。

なお、これにつきましては、今度、推進協議会を設立いたしますので、その中での御意見等も参考にしながら、またあり方についてはさらに検討を深めていきたいというふうに思っております。

○鳥飼委員 予算の関係なんですけれども、各部にまたがるということなんですけれども、単年度予算でいくのか、それとも債務負担行為でいくのか、基本的な考え方としてはどういうふうに思っていますか。

○茂総合政策課長 少なくとも来年度の予算については、またしかるべきになったら御報告できるんだらうというふうに思っております。置県130年の事業とか東九州自動車道の開通事業も想定はしておりますけれども、これについては基本的には各年各年で予算化、必要なものについては予算化をしていくということになるのではないらうかと思っております。

○鳥飼委員 お聞きをしたのは、こんなふうに言ったら課長に申しわけないんですけれども、これはもうわかっていたことなんです。僕らもわかっていたことなんですけれども、知らなかっただけなんですけれども、取り組みとしてはこ

※27ページに訂正発言あり

としになるからことしからということになっていて、そういう意味では後追いみたいな感じもちょっとするわけですね。やるとするならば県政の中でこの事業をどういう位置づけにしているのか、そうすると予算をどうするのかという議論を突っ込んでやっていただきたいと思っています。それだけ大きな事業にできるのではないかなという気もするものですから、その辺でお尋ねをしたわけです。

そこは要望にしておきますけれども、ここにあります例えば③の神話に係るルート開発等による県外からの誘客強化とか書いてあるんですけども、神話歴史街道とか既にできているわけです。そうすると、これをやろうと行って旗をずっと振ってきたけれども、いつの間にか旗が静かにおりてきて、神話歴史街道もぱっとしなくなったというか、なかなか整備されていない状況が出てきているわけです。そういう状況のとき、では何を開発するのかというような意味合いも私としては思うわけです。

それからもう一つ、この間、生活衛生同業組合の新春交流会というのがあって、いろんな業界の人と話し合いをしたんですが、そのときに出たんですけども、例えば高千穂にある夜神楽、それとか3県で南九州観光振興会議で住吉神社の——あれは昼神楽ですね——昼神楽の披露とかもあって、いろんな歴史的なものが宮崎にはあるわけです。ホテルも少なくなりましたけれども、大淀川のホテル街では、たまゆらの湯ということで夜神楽を呼んでやっているわけです。しかし、それに対しては県は支援を何年か前から打ち切ってきているというのものもあるわけなんです。では、どこまで県がやればいいのかというのももちろん出てくるだろうとは思いますが、そういうものがあって、よし

頑張っていこうというようなことにホテルの人たちもなってきたのではないかと。今、とりわけ厳しい状況ですね。飲食店にしてもホテルにしてもお客さんが物すごく減ってきている。この間も、私のテーブルはすし屋さんの人が多かったんですけども、もう廃業しようかと思っているとか、年明けて7日、8日になるとぱったりだというようなのが具体的な声だというふうに思っているんです。ちょっと大げさという人もおるかもしれませんが、そんなことを言っておられました。ホテル街でやっている夜神楽のたまゆら温泉祭りとか、そういうものにわずかながらでも支援をしていくとか、そういうものが続けられていくということが大事だと思うんです。だから、この取り組み自体は私はすばらしいことではないかと。地域に目を向けていくという意味ではですね。そういうものを総合的にやっていただきたい。そうすると、県民政策部から離れて商工観光労働部のほうになっていくんですけども、そこを総合的にプロデュースといいますか、目配りをしていく体制が必要なんじゃないかなというふうに思っています。なかなか答えがしづらいでしょうから、要望というか、そういうことにしておきたいと思えます。

○右松副委員長 私も、記紀編さん1300年事業でいかに宮崎が浮上できるかというのは本当に大事なことだというふうに思っているんですが、鳥飼委員のほうも言われましたように、何か具体策が見えてこない、大変残念な思いをしています。そういった中で、2ページなんですけど、推進協議会を設立されるということで、2月21日ということなんですけど、県議会のほうも参加ということなんですけど、この推進協議会は市町村も入っていますけれども、県として青写真と

どうか、この協議会でどういうふうな方向に進めようとされているのか、それを教えてもらおうとありがたいです。

○茂総合政策課長 この推進協議会につきましては、官民挙げて各界の代表で構成して、そこでいろんな議論をしていただきたいというふうに考えております。特に、イベントの情報集約をいたしますけれども、核となるイベントを検討したりとか、そういうような形で議論をしていただきたい。そして、先ほどもちょっと言いましたけれども、企画運営委員会というものをつくって、そこで具体的な議論をしていただくというふうに考えているところでございます。そして、記紀1300年については、ここ数年間で非常に大事な取り組みだというふうに思っております。総力で取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○右松副委員長 やはりこれからなのかなという感じなんですけど、本年もあつという間に1年、言うまでもありませんけれども、もう終わってしまいます。そういった中で、どうしても島根県と比較をしてしまうんですが、島根の全体事業費が25億円、いろんな事業が重なっていますけれども、集客も500万人の増を目指す。具体的な計画も出ています。私は、本家本元は宮崎だと思っていますので、これから一大イベントを発表できる段階に——今、正直言って私はわかりませんが——ちょっとないのかなという思いがしています。このあたりは知事の強いリーダーシップを発揮していただいて、口蹄疫、鳥フル、新燃から再生していく上でこれを生かさないと手はない、これは皆さん言っていますけれども、では実際に何をやるのか、そこが一番大事なことだというふうに思っています。

そういった中で、昨日、自民党の勉強会があ

りまして、大館さんという講師の先生が来られたんですが、2020年に国民文化祭を誘致したいと河野知事が言われているということでありました。国民文化祭、いろいろ調べました。日本最大の文化祭典ということで、昭和61年から毎年、各都道府県で持ち回りでやっておられるということなんですけど、8年先になりますので、その辺のスケジュールがどうなのかということ、これは別にお答えは結構なんですけど、8年間というのは宮崎県にとって非常に長い年数でありますので、その前に手を打たないと、浮上するきっかけをどこかでつかまないといけないのかなと思っていますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。以上です。

○前屋敷委員 国の出先機関の問題ですけれども、私も、宮崎県の市長会、町村会からの要望が上がったというのを新聞で知ったところだったんです。地域主権改革に伴って今こういうことが出てきているんですけど、きょう、説明もありましたが、通常国会が始まって、この5月にも関連法案が出されようかというときに、部長も言われましたが、全体が、中身がわからないという状況の中で、何か大きくりの提案だけされて機構改革が進められようということで、住民も市町村もですが、置き去りにされたまま国のそういう方向性だけが進むというちょっと異常な状況になっています。全国を見ても九州と——奈良県は参加しないという報告もありましたが——関西のところぐらいでしかまだ話が浮上していないというような中で、果たしてこれでいいのかなというのはだれしも思っているんじゃないかなというふうに思うんです。ですから、情報を私どもにも提供していただくのは当然のことなんですけれども、そういう実態も国にもしっかり知事会としても上げていくとい

う方向を踏まえて今後の対応が必要かなというふうに思います。その辺は慎重な対応を進めていただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。

○茂総合政策課長 先ほどの東京のシンポジウムについては、教育委員会が所管と申しあげましたけれども、正しくは観光推進課でございますので、訂正をさせていただきたいと思います。私の認識間違いでございました。

それから、先ほどお話がありましたように、イベントの取り組みがちょっと遅いんじゃないかというお話もございましたけれども、これからスピード感を持って取り組んでいきたいというふうに考えております。

前屋敷委員からお話がありましたけれども、意見交換というか、それについては、我々としても事あるごとに市町村にもある程度の御説明してきたつもりなんですけれども、今後、さらに丁寧な説明に努めていきたいと思っておりますし、これについては、九州知事会としても今後さらに市町村と密な意見交換に努めていこうということを考えているようでございますので、そのあたりを意識しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○山下委員長 よろしいですね。

それでは、以上をもって県民政策部を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

正午休憩

午後0時2分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を終了いたします。

午後0時2分閉会